

平成28年 第1回 伊丹市教育委員会 臨時会 会議録

1. 日 時 平成28年2月4日(木) 午後3時00分～午後4時26分
2. 場 所 総合教育センター 2階 講座室
3. 主 宰 者 教育長 木下 誠
4. 委員の出席 江原 礼子 川畑 徹朗 秋田 久子 川崎 かおり
5. 委員の欠席 なし
6. 傍 聴 人 なし
7. 関係者の出席 教育長 木下 誠  
保健体育課長 増田 健一  
管理部長 谷澤 伸二 学校給食センター所長 松浦 洋一  
学校教育部長 太田 洋子 社会教育課長 中畔 明日香  
生涯学習部長 小長谷 正治 スポーツ振興課長 前田 勝弘  
教育長付参事 二宮 毅 公民館長 池田 真美  
教育長付参事 堀口 明伸 図書館長 三枝 芳美  
総合教育センター所長 後藤 猛虎 博物館長 亀田 浩  
管理部副参事 升井 竜雄 人権教育担当主幹 森口 真一  
学校教育室長 村上 順一 中学校給食推進班主幹 田中 康之  
人権教育室長 森田 幸輝 中学校給食推進班主査 吉田 卓  
施設課長 田原 安治 教育総務課長 中井 秀典  
学事課長 大村 寿一 教育総務課主査 中村 太郎  
総合教育センター主幹 尾崎 眞弓 教育総務課 山縣 英美

8. 議事

- (1) 開会宣言 木下教育長(午後3時00分)
- (2) 日程報告 木下教育長より次のとおり会議を進める旨の発議があり、全委員はこれを了承。
  - 日程第 1 報告第2号の専決第2号の承認
  - 日程第 2 報告第2号の専決第3号の承認
  - 日程第 3 議案第12号の審議
  - 日程第 4 議案第13号の審議

(3) 報告第2号の専決第2号の承認(日程第1)

木下教育長より「報告第2号 教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の「専決第2号 平成27年度第4回教育関係費補正予算要求の申出について」を議題とする旨の発議の後、「平成27年度第4回教育関係費補正予

算要求を市長に申し出ることについて、緊急を要したので専決処分により処置したものです。」との説明がなされ、管理部長より補足説明があり、全委員一致で「報告第2号」の「専決第2号」を承認。

#### (4) 報告第2号の専決第3号の承認（日程第2）

木下教育長より「報告第2号 教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の「専決第3号 平成28年度教育関係費当初予算要求の申出について」を議題とする旨の発議の後、「平成28年度教育関係費当初予算要求を市長に申し出ることについて、緊急を要したので専決処分により処置したものです。」との説明がなされ、管理部長より補足説明があり、質疑応答の後、「報告第2号」の「専決第3号」を承認。

#### 質疑応答

秋田委員            参考資料9ページの市立伊丹高校活性化事業については、前回、平成28年度伊丹の教育事業実施計画の協議の場で、「難関大学進学希望者支援のために、部外者の格子による補修を実施する」といった焦点化を激しくすると、学校教育全体の中で新たな弊害が起こりうると意見したところ、この事業は実施することが決まっているという話であったので、感想として申し上げたのを記憶している。教育委員会では、多様な側面からの意見を検討したうえで、事業なり方針が決まっていくものと理解している。だから、来年度の事業について、既に決まっているとおっしゃったのは、教育委員会の場以外のどこで決まったのか疑問である。私は、あまりに対症療法にすぎる事業や性急に結果を求める事業を公教育のなかで実施するのはいかなものかと思っている。例えば、この事業でうまくいったと生徒が言う時、教員はどう感じるのだろうか考える。教育委員会は、現場が円滑に回るように、ひいては子どもたちの全人格的な成長のための施策を立案していく組織であると理解している。私も教員であったので、その立場からすると、難関大学に挑戦するための授業は外部講師でなければできないのかという気持ちになる。また、生徒たちにも、学校の授業では難関大学挑戦には不足しているんだという意識を根付かせてしまう。短期的にみると効果があることは理解するが、そういったことは学校教育の根幹を揺らがしかねないのではと疑念を持っている。子どもたちが教員を信頼し、教員は子どもたちのために研修を積み、狭義の学力のみならず、広義の学力を伸ばしていくことが本来の姿のはずである。

木下教育長           この事業については、学校と事務局が協議するなかで、学校からあがってきたものである。学校が必要と感じている事業である。教育委員会からトップダウンでおろしたのではない。

秋田委員            とはいえそれは、教育長が実施を認められたということですね。

木下教育長           施策の立案にあたっては、関係部局と協議しながら、ローリング等の手順を踏みながらここまで来ている。

秋田委員            現場が必要としていることと教育委員会が実施を認めて施策化していくことは別問題として考えなくてはならない。今回の施策化までの経緯は理解した。しかし、実施した場合に起こりうる弊害を考える必要がある。学校には色々な生徒がいて進路も様々であること、また教員との信頼関係が非常に大切であることから、公教育においてこのような事業を実施することには疑問が残る。

もう一点申し上げたいのは、教育委員会で決まっていなかったものがどの場所で決まったのかということ。教育委員会の施策の決定に際しては、教育委員会で示された案を様々な側面から検討し、意見したことを反映して決定するというのが本来の姿ではないのか。もちろん優先順位をつけて、議論すべきもの、事務処理だから議論を要さないものが分かれていくのは理解する。しかし、このような大事なことが計画にあがっているからと言って、検討することなく教育委員会の名で進められていくことは、手続き上、教育委員会制度の否定になるのではないか。

平成28年度伊丹の教育事業実施計画はどのような手順で決まるものなのか教わりたい。私の質問は教育委員会と現場とを混乱させることが目的ではない。教育委員に任命されたことは、ご縁ある伊丹市の何かお役に立てればと非常にうれしく有難いと私は思っている。教育委員会がなぜ合議制かというと、いろいろな立場からの意見を集約していくためである。前回の教育委員会協議会で、平成28年度伊丹の教育事業実施計画は決まっていると伺ったので同様の意見を感想として述べたが、次回の2月18日の定例会で議案として提出されるとのことも前回の教育委員会協議会の後で聞いた。とすると、委員として仕事をするということはどういうことなのか。

木下教育長            まず、この事業は、現場が必要とし現場から上ってきた事業だ。教育振興基本計画は、市の総合計画の5ヵ年実施計画に基づき策定することとしており、どういう方向性で教育行政を進めていくか、そのためにどのような施策を実施していくかということは、まず、市の5ヵ年計画で定めることになっている。市の5ヵ年計画に基づき、単年度の施策や事業の決定については、毎年、夏頃に政策室とのヒアリングを経たうえで、秋頃に予算要求することとなる。

秋田委員            では、このことについては教育委員会の会議で秋頃に伺ったということか。

木下教育長            そういう手順を踏んで策定した市の5ヵ年計画を基礎として予算を編成し、今回教育委員会としてこの内容で予算を要求することを決めた。

秋田委員            夏に現場からあがってきたことを基に、教育長のお考えも入れて原案を作り、今回教育委員会に提出されているとのことだが、今お話を伺うとすでに決裁が終わっていることになる。前回、平成28年度の伊丹の教育事業実施計画にあるので意見を申し上げたのだが、その時にこれは決まっているということだったので感想で申し上げた。今回審議する案件ではないということでしょうか。

木下教育長            この事業の実施については、市の5ヵ年の計画の中ですでに決まっているということですので申し上げます。

秋田委員            今後、いろんな意見を取り入れて考えていくためには、話し合いができるスケジュールで案を出していただいた方がいい。すでに教育長が決裁なさったものについて今この段階で意見しても混乱を招くだけで何のお役にも立てない。

木下教育長            決してそうではない。秋田委員のご意見を踏まえ、どのような手順を踏むべきか考える。秋田委員のご意見は次年度以後に反映させていく。

秋田委員            感想を申し上げておいたことは、無駄にはならないということですね。この実施計画は現場の教員に対する生徒の信頼といった根本の所に関わ

ってくるので。

木下教育長           この事業に関しては、現場の声として校長からあがってきたものだということはご理解いただきたい。

江原委員            市立伊丹高等学校から特色化や活性化に向けた議論の中であがってきているが、秋田委員の話を聞いて、例えば夏に計画をたてる段階で、特に新規の事業あるいは来年度特に力を入れようとしている事業について、一度委員の意見を聞いていただくような機会を設けたりして、現場がどういった理由で必要だというふうにお考えになったのかを具体的に伺うと意図が十分伝わってくるのかなと思う。日程的な問題もあると思うので検討いただけたらと思う。

川崎委員            いろんな現場の声が上がってくるが、そのことをどこで協議し発言したらいいのか私もわからないでいる。また、議案をいただいて、案なのだが恐らくほとんど決まっていることで、もし変えていただきたいと思っても恐らく変わらない。教育委員会は可決するだけなのかという根本があまりわかっていない状態である。

木下教育長           教育委員会は執行機関であるので、伊丹の子どもたちの幸せや学力向上、体力向上を願って色んな意見が自由に言える中でより良いものを作っていくたいと思う。

秋田委員            それでは、先ほど述べた内容については感想ということにいたします。

太田部長            市立伊丹高校活性化事業について、先生方は他の学校並に放課後補習を毎日されている。また、先生方は夏休みもほぼ休みなく全員で補習をされているということはお伝えしておく。

秋田委員            それはおそらくどの高校でもしていることだと了解している。高校の説明会の時に市高の先生がおっしゃっているのも、周知のことである。ただ公教育の中にこういう「難関大学進学支援のための外部講師による補習」というスタイルを入れることの光と影の影を考えた方がいいと申し上げている。私は予備校を否定しているわけではない。公教育は短期的な効果

だけを見るのではなく、これは学校教育の根幹を揺るがすものだという観点が必要である。学校の教員とは何か。学校教育とは何か。その辺のところを根本的な論で考えた方がいいのではないか。

木下教育長            全人格的なものを育てるために全ての子どもたちが幸せになるために教育はやっていくものであって、短絡的な一つの成果を上げるためだけにやっているのではない。その中の一つの事業としてやっているというふうに捉えていただきたい。

秋田委員            どの学校でも補習はしている。そこで、これをするというのがどのようなように映るのかなと思う。結果と目的とを逆転させないほうがいい。

木下教育長            学校から授業の他にこういう講座をしたいという要望が出てきた。この講座は外部講師の方が中心になって進められているが、その進め方が子どもたちに理解し易いということで、教員の学びにもつながっている等の意見も聞かれる。これは学力を付けるためのひとつの手段であって、他にも体験学習等いろんな取り組みを通じて全人格的な成長を図っている。

秋田委員            この事業の中身について話をしている。体験教育等を含めた教育の全体像についてではない。公教育の中で教員免許を持っている人が、全体的な児童生徒の教育に当たるわけである。公金の使い方の問題でもある。

木下教育長            この事業について、例えば300人生徒がいたとして、その全員に還元されているものかといったらそうではない。例えば、奨学金や補習学習や土曜学習に関しても、全ての生徒に対応しているかといえそうではない。だから、そのことを必要だと感じる生徒がいるならばそこに焦点をあてた事業をやることも公の使命だと思う。現場の教員がこの事業を実施することに意義を感じているのであれば何ら問題ない。

川畑委員            個々の生徒のニーズに応じた様々な事業をしたほうがいいと思うし、大学に本当に進学したいにも関わらず経済的な理由で塾に行けないといった子どもに対する支援として私は評価している。もしこのことによって、子どもたちが教員を信頼しなくなるという弊害があるのなら再考する必

要があると思うが、そういう声が現段階で出ていないのなら、やはり生徒の個々のニーズにあった事業を私はやって然るべきだと思う。

秋田委員　　私は、短期的な事業が継続的に実施されたとき、全体に及ぼす影響を考えると、これを公教育の中で実施するのはどうかと思う。

江原委員　　私はこの事業については賛成する。というのは、市立伊丹高等学校が特色化あるいは活性化に向けて色々議論をなさってきたうえで、現場からあがってきたものであろうから支援をしていきたいと思う。

川崎委員　　例えばですが、市立伊丹高等学校の生徒全員がチャレンジしたいと言った場合に全員が受けられるものなのか、それとも先生が上位の生徒を選んで希望を取って受けるものなのか。

太田部長　　基本的には希望制。

川畑委員　　全日制高校特色化事業の具体的な取組に国外の大学との交流とある。相当スケールが大きいが見通しはあるのか。

木下教育長　　平成32年度からの大学入学希望者学力評価テストについてはいろんな議論がまだ十分でないが、そういうことも見据えて今から準備をしていきたい。

川畑委員　　以前市高の改革の時には、市高の校長先生がここに来られていろいろ説明をしていただいた。未確定な要素もあるのであれば、来年度中に見通しを一度説明していただいた方が現実的なのかどうかといったことも私たちは理解できるのでありがたいと思う。

木下教育長　　わかりました。

秋田委員　　不登校の児童生徒の学習支援についてだが、学力には狭義の学力と人間関係の中で学ぶ広義の学力がある。しかし不登校の児童生徒は両方から切り離される。このような場合はどこに相談すればいいといったようなフロー図があればいいなと思う。

木下教育長            スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーやチーム学校という様々な制度ができており、不登校については、予防対策と復帰事業、学級づくりや道徳教育等の様々な場面で対策しているので、フォロー図をお示しする。

(5) 議案第12号の審議（日程第3）

木下教育長より「議案第12号 伊丹市奨学金条例の一部を改正する条例の制定の申出について」を議題とする旨の発議の後、「高等学校等奨学金及び特別奨学金の廃止のほか、適切な債権管理を行う上で必要な連帯保証人及び返還その他の所要の規定整備を行うため、「伊丹市奨学金条例の一部を改正する条例」の制定を市長に申出ようとするものです。」との説明がなされ、学校教育部長より補足説明があり、全委員一致で「議案第12号」を可決。

(6) 議案第13号の審議（日程第4）

木下教育長より「議案第13号 伊丹市私立大学等入学支度金貸付条例の一部を改正する条例の制定の申出について」を議題とする旨の発議の後、「経済的理由により大学等への進学が困難な者等へ入学のための支度金を支給するほか、受給資格等の所要の規定整備を行うため、「伊丹市私立大学等入学支度金貸付条例の一部を改正する条例」の制定を市長に申出ようとするものです。」との説明がなされ、学校教育部長より補足説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「議案第13号」を可決。

質疑応答

秋田委員            過去に他市で親が子どもの支度金を勝手に使ってしまうということがあった。第1条は進学が困難な者またはその保護者に支給するとなっていて、第3条は本人または保護者ではなく、保護者に支給するとなっているが、そういう特殊な事例の時のことを危惧するのだが。

木下教育長            入学支度金は、入学金等の領収書と引き換えに支給するという体制を取っていくので問題ない。

(7) 閉会宣言

木下教育長（午後4時26分）

上記のとおり会議の要旨を記録し、ここに署名押印する。

伊丹市教育長 木下 誠

伊丹市教育委員会委員 江原 礼子